

1 事業の目的

中心商店街にぎわい再生事業補助金は、中心市街地におけるにぎわいの創出及び商店街活性化のため、商店街団体等が中心市街地において行う集客事業等に要する経費の一部を補助する事業として実施しているものです。

まちなかの多様な担い手が行うにぎわい創出のための事業を支援し、活力のあるまちづくりへの貢献や、まちなかにおけるイベントの企画運営を自立して行える団体の育成することを目的として、本事業による補助金の交付を希望する団体を募集します。

2 事業の対象者/団体

- ① 商店街振興組合法に基づく商店街振興組合
- ② 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合のうち、主として中小商業者により組織されている団体
- ③ その他市長が適当と認める団体（※）

※その他市長が認める団体とは、以下に示す団体などを想定しています。

- ・ まちなかのにぎわい創出の意欲が高く、積極的に事業を実施する団体
- ・ 主体性と創意工夫により、地域課題の解決に資する事業を実施する団体
- ・ 市内に在住・在勤、又は在学するものを代表者とする、複数名で構成される団体（法人格を有するか否かは問いません。）
- ・ まちなか活性化支援会議（以下「支援会議」）が行う各種施策と連携して事業を実施できる団体

※ただし、以下の団体は申請いただけません。

- (1) 伊勢崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員等を構成員に含む団体
- (2) 特定の政党・宗教の利益や思想等の普及を事業の目的とする団体

3 補助対象の事業

以下の要件を満たす事業とします。

- ① 中心商店街のにぎわいの創出及び活性化に資する事業
- ② 本市の中心市街地（※）において行われる事業
- ③ 令和6年度中に完了する事業

※中心市街地活性化基本計画（伊勢崎市又は境町）に定める中心市街地を言います。具体的なエリアは、次頁の地図を参考にしてください。

【伊勢崎駅周辺】



【境町駅周辺】



4 補助金額

50万円以内 補助対象経費（税抜き）の1/2以内（千円未満切り捨て）

※後述する審査により、交付決定額が申請額を下回る場合があります。

※補助対象経費は、以下の表を参照

項目	内容
事業費	にぎわい創出にかかる事業の実施に要する経費
宣伝広告費	事業の周知のために要する経費
会議費	会議等の開催に要する経費
通信費	通信、運搬又は郵送等に要する経費
道路使用許可料	事業実施の際に行う道路使用又は占用等の許認可に要する経費
材料費	事業実施にあたり使用する原材料等に要する経費
食糧費	協力者や講師等事業の実施に必要な不可欠と認められる範囲での食事代や、会議等で配布する飲み物代などにかかる経費（※補助金の総額の10%の範囲に限る）
謝礼	外部講師や専門的技術を有する協力者、出演者等に対する謝礼
賃借料	会場や車両、機材等の借用に要する経費

5 応募条件

①応募期間

令和6年4月20日（土）から令和6年5月19日（金）まで

②応募方法

応募期間内に以下の書類を商工労働課に郵送、メール又は持参により提出してください。

- (1)企画提案書
- (2)事業予算書
- (3)当該団体の役員名簿
- (4)定款・会則その他それに類する書類（ある場合のみ）

③その他

- (1)まちなか未来学校第1回として、補助金説明会を開催します。
日時：4月20日（土）午後1時30分～午後3時
場所：駅前インフォメーションセンター（予約不要）
- (2)当該期間の応募で予算上限に達しない場合は再募集を行います。

6 採択

所定の募集期間に応募のあった事業者について、支援会議による審査を行い、要件等を満たす事業者及び適正な補助金額の選考を行います。

審査要件は「事業の公益性」「にぎわい創出」「地域との連携」「自立性及び経費適性」の4点です。採択事業者の事業実施に要する予算額の合計額が本補助金の予算額を超える場合は、支援会議にて協議を行います。

なお、委員等が提案事業者と直接利害関係にある場合、当該委員等は審査から除外し残りの出席者による審査を行います。また、支援会議が審査を行う場合、必要に応じて事業者の直接説明をいただく場合があります。

7 補助金交付申請及び交付決定

①交付申請

まちなか活性化支援会議の審査で採択となった事業者は、以下の書類を郵送、メール又は持参により提出してください。

- (1)中心商店街にぎわい再生事業費補助金交付申請書
- (2)企画提案書
- (3)事業予算書
- (4)当該団体の役員名簿
- (5)定款・会則その他それに類する書類（ある場合のみ）

※(2)～(5)は、募集時に提出したものと変更がない場合は提出不要です。

②交付決定

①の申請後、速やかに書類の精査を行い、交付が決定され次第、交付決定通知書を送付します。交付決定日以降に当該事業の実施のための支出が可能になります。

※当該事業の実施のために行う支出であっても、交付決定日以前に購入・契約・支払い等を行っている支出は、補助対象経費に算定することはできないのでご注意ください。

8 実施報告及び補助金額の確定・振込

①実績報告

事業の完了日（※）から起算して30日以内に、以下の書類により実績報告を行ってください。

- (1)中心市商店街にぎわい再生事業費補助事業実績報告書
- (2)収支決算書
- (3)対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- (4)実施状況のわかる写真・チラシ等
- (5)補助金交付請求書
- (6)振込先口座の通帳の写し（団体名又は団体代表者個人名義の通帳）

※事業の完了日とは、事業を実施した日又は事業にかかる支払がすべて完了した日のいずれが遅い方の日とします。ただし、年度を超えた日（当該年度の3月31日以降）を事業の完了日とすることはできないので、支払い等は年度内に完了するようご注意ください。

②補助金額の確定・振込

①の実績報告後、速やかに書類の精査を行い、交付額の確定通知書を送付します。実績報告の日から起算して30日以内に、所定の口座に補助金が振り込まれます。

9 その他

①事業が変更・中止・廃止になった場合

天候不良などの理由により事業が実施できなかった場合は、可能であれば市に相談の上、別日での実施を検討していただきますが、実施が難しい場合は、補助事業の廃止の手続きを行います。

②補助事業の取消し

補助金の交付が決定した後であっても、以下の場合決定した補助金の全部又は一部が取り消される場合があります。

- (1)偽りその他不正な手段により補助金を受けることとなった場合

(2)補助金を目的外の用途に使用した場合

(3)補助金にかかる要綱等に違反した場合

③その他

- ・事業の実施にあたり必要な許認可等は、申請を行う団体の責任において行ってください。
- ・事業の実施にあたっては、参加者、来場者、近隣住民や使用する施設の安全確保に配慮し、必要に応じた保険に加入してください。
- ・事故等が発生した際は、申請を行う団体の責任において対応してください。
- ・提出された書類については一切返却しません

10 応募から事業実施までの流れ(一般的な手続きの場合)

